



2026年1月23日

各 位

会社名 株式会社ワキタ
代表者名 代表取締役社長 脇田 貞二
(コード番号 8125 東証プライム市場)
問合せ先 取締役総務部長 成山 敦彦
(TEL. 06-6449-1901)

当社子会社の従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年2月16日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 198,000 株
(3) 処分価額	1株につき 2,026 円
(4) 処分価額の総額	401,148,000 円
株式の割当ての対象者 (5) 及びその人数並びに 割り当てる株式の数	一定の条件を満たす当社子会社の従業員 990名 198,000株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、2025年9月26日開催の取締役会において、一定の条件を満たす当社子会社の従業員（以下「対象子会社従業員」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社子会社の従業員における当社の株主の皆さまとの一層の価値共有を進める目的として、譲渡制限付株式制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

今般、本制度の目的、当社の業績及び諸般の事情を勘案し、当社の子会社の取締役会の決議により、対象子会社従業員に対して支給される金銭債権合計 401,148,000 円を現物出資の目的として、対象子会社従業員に対し本自己株式処分を行うことを決議いたしました。なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的向上の実現に向けてのインセンティブの付与及び株主価値の共有を実現するため、後記3のとおり、付与する株式には一定の譲渡制限期間を設定するものとし、その付与に

当たっては、当社と対象子会社従業員との間で、譲渡制限期間その他の必要事項を規定した譲渡制限付株式割当契約を締結することといたします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と各対象子会社従業員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結しますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

譲渡制限期間は、2026年2月16日から2029年3月9日までの期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）とし、対象子会社従業員は、上記期間中は、割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。

（2）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象子会社従業員が、本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の従業員の地位（非居住者（所得税法（昭和40年法律第33号、その後の改正を含みます）において「非居住者」と定義される者をいう）に該当する者を除きます。）にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象子会社従業員が保有する本割当株式の全部についての本譲渡制限を解除する。

（3）本割当株式の無償取得

①当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

②対象子会社従業員が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、対象子会社従業員が当該各号に該当した時点をもって、本株式の全部を当然に無償で取得する。

(a) 対象子会社従業員が拘禁刑以上の刑に処せられた場合

(b) 対象子会社従業員について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合

(c) 対象子会社従業員が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(d) 対象子会社従業員が当社及び当社の子会社を退職（当社及び当社の子会社の従業員身分を喪失）した、非居住者に該当した、又は、死亡した場合

③対象子会社従業員が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、対象子会社従業員に対して本株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点をもって、本株式の全部を当然に無償で取得する。

(a) 対象子会社従業員において、当社及び当社の子会社の事業と競業する業務に従事し、又は競合する法人その他の団体の役職員に就任したと当社の総務部長が認めた場合（ただし、当社の書面による事前の承諾を取得した場合を除く。）

(b) 対象子会社従業員において、法令、当社及び当社の子会社の内部規程又は本割当契約に重要な点で違反したと当社の総務部長が認めた場合、その他本株式の全部を当社が無償で取得することが相当であると当社の総務部長が決定した場合

（4）株式の管理

本割当株式について、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができな

いよう、当社が定める証券会社に、対象子会社従業員が専用口座を開設し、管理される。なお、当該証券会社は大和証券株式会社を予定している。

(5) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

対象子会社従業員に対する本自己株式処分の処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の直前営業日（2026年1月22日）の終値2,026円といたしました。本自己株式処分に係る処分価額は、対象子会社従業員に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。

以上